

## 答申書

葉 山 町 長 山 梨 崇 仁 殿

葉山町個人情報保護審査会  
会 長 相 川 忠 夫

当審査会は、平成 25 年 8 月 1 日、実施機関（葉山町長）から、葉山町（以下「町」という。）が神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「県連合会」という。）に提供した町民に関する保険情報（個人情報）——国保レセプト、介護レセプト、特定健診情報——を、県連合会が国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）に提供することの可否について諮問を受け（葉健第 130 号）、審議した結果、次のとおり答申する。

### 一 答申

当審査会は、県連合会が、本人の同意を得ることなく、国保中央会に対し、国保レセプト、介護レセプト、特定健診情報を提供できると判断する。

### 二 理由

#### 1 県連合会による保険事務の共同処理

市町村は、国民健康保険および介護保険の保険者（国民健康保険法第 3 条第 1 項、介護保険法第 3 条第 1 項）として、保険事務を処理するとともに、被保険者である住民（国民健康保険法第 5 条、介護保険法第 9 条）の個人情報を収集し、保有する。さらに、高齢者健康事業を推進し（高齢者の医療の確保に関する法律第 5 条、第 7 条第 2 項）、ここでも個人情報を収集し、保有する。

保険者たる市町村は、上記の事業を実施するため、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）を設立することができ（国民健康保険法第 83 条第 1 項）、神奈川県でも、県連合会が設立されている。県連合会は、市町村が保険者として行う事務の共同処理、診療報酬の審査・支払、介護給付費の請求に関する審査・支払に関する事務、特定健診に関する事業

等を処理している。町も、保険事務を処理するために県連合会を利用している。

## 2 県連合会に提供されている個人情報

そして、県連合会による保険事務の共同処理に必要な情報は、保険者である町から提供されている。町から提供されている情報には、例えば、次のようなものがある（これだけに限定されているわけではない。）。

### (1) 国保レセプト情報および介護レセプト情報

国民健康保険の被保険者が医療サービスを受けたとき、または、介護保険の被保険者で介護認定等を受けた者が介護サービスを受けたときは、その費用の一部だけを負担し、残額は、保険者から支払われる。この支払は、保険医療機関や介護事業者からの請求に基づいて行われるが、そのための資料が、レセプト（診療報酬明細書、介護給付明細書）である。こうした支払請求を処理するために必要な情報として、レセプト情報を県連合会に提供している。

なお、レセプト情報は、支払請求を根拠づけるものであるから、保険医療機関や介護事業者が提供したサービスの内容のほか、被保険者の氏名、性別、生年月日、保険加入情報等の個人情報が含まれている。

### (2) 特定健診情報

市町村は、保険者として、40歳以上の被保険者を対象として、特定健康診査および特定健康指導を実施する（高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条）。県連合会は、こうした特定健診に関する事務も代行し、特定健診情報を保有することになるが、これには、健康状態に関する個人情報が含まれている。

## 3 国保中央会によるデータベースの活用

国保中央会は、国保連合会を会員として設立された公益法人であり、国民健康保険事業・介護保険事業の普及や健全な運営・発展を図ることを目的として、各種の研究報告や提言を行っている。

現在、国保中央会は、国保レセプト情報、介護レセプト情報、特定健診情報等を含む国保データベースシステム（以下「KDBシステム」という。）の開発を進めており、蓄積された様々な情報を突き合わせることによって、医療行為および保険事業に関する統計情報（全国的な統計情報、保険者別統計情報、同規模保険者との比較情報等）を得ることが可能となる。市町村等の保険者は、KDBシステムによって、こうした統計情報だけでなく、国保連合会に委託している業務の範囲内で、被保険者に関する健康データ（個人情報）を利用できるようになる。

これによって、保険者である市町村は、地域における健康課題の把握、被保険者の特性に応じた効果的な保険事業の実施等が可能になる。さらに、医療費・介護給付費の分析を通して、効果的な保険サービスの提供を維持しながら、財政運営の安定を図ることができる。市町村の衛生部局における保健事業の実施に当たっても有益な情報となる。

#### 4 審査会における検討課題

KDBシステムが稼働すると、町が県連合会に提供している国保レセプト情報、介護レセプト情報、特定健診情報が、さらに国保中央会に提供されることになる。この点で、国保中央会への情報提供は、葉山町個人情報保護条例（平成11年条例第16号。以下「町条例」という。）第9条第1項が禁止する実施機関以外の者に対する個人情報の提供に当たると考える余地がある。

また、町が、KDBシステムを利用する段階では、国民健康保険を所管する保健福祉部健康増進課が、同部福祉課が介護保険事業を実施するために収集した個人情報をKDBシステムを通じて利用することが可能となる。当然、その逆も可能となる。この点で、町条例第9条第1項が禁止する個人情報の目的外利用に当たると考える余地がある。

#### 5 県連合会から国保中央会への情報提供

国保連合会は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第104条、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第155条第2項第2号、介護保険法（平成9年法律第123号）第176条第2項第4号により、保険者である市町村に対して国民健康保健事業に関する必要な援助をするほか、後期高齢者医療および介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行う。国保中央会によるKDBシステムの開発は、以上の諸規定に基づく国保連合会の事業を支援するものと言える。

KDBシステムの開発は、国保連合会からの個人情報の提供が不可欠であるが、国保連合会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項の個人情報取扱事業者に当たり、個人情報の目的外利用禁止（第16条第1項）、第三者に対する個人情報の提供禁止（第23条柱書）等の義務を負っている。

しかし、国保連合会から国保中央会に提供される国保レセプト、介護レセプト、特定健診情報等は、暗号化された状態で提供される。この暗号を復号化するための暗号鍵は、国保連合会だけが保有し、国保中央会が保有することはない。国保中央会は、KDBシステムを開発するに当たり、提供された情報がいずれの個人に関する情報であるかを識別することができない。それゆえ、国保中央会に対する情報提供は、特定の個人を識別できる個人情報（同法第2条第1項）の提供に当たらないから、国保連合会は、本人の承諾を得ることなく、国保中央会に対し、国保レセプト、介護レセプト、特定健診情報の提供をすることができる。

以上のことから、県連合会から国保中央会への情報提供を承認しても、実施機関以外の者に対する個人情報の提供を新たに認めたことにはならず、町条例第9条第1項に抵触しない。本人の承諾を得る必要も認められない。

#### 6 KDBシステムの利用

KDBシステムを利用するならば、町は、統計情報のほか、被保険者ごとに国保レセプト、

介護レセプト、特定健診情報を統合した情報を利用できる。この情報は、暗号鍵によって復号されているので、町が、KDBシステムによって提供される被保険者の情報を利用する段階では、いずれの個人に関する情報であるか識別できる状態で、国保レセプト、介護レセプト、特定健診情報を同時にすべて利用できる。その限りで、それぞれの情報が収集された本来の目的以外の目的で利用可能な状態になってしまう。

しかし、国民健康保険と介護保険における給付調整のように、町は、保険者として、国保レセプトと介護レセプトを突き合わせて給付調整をするなど、国民健康保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく様々な事務を処理しなければならない。こうした事務の範囲内において、町は、国保レセプト、介護レセプト、特定健診情報を本来の収集目的を超えて利用することができる。それゆえ、町がKDBシステムによって提供される個人情報を利用することは、町条例第9条第1項第1号の定める「法令の規定に基づき利用し、又は提供するとき」に当たり、本人の同意を必要としない。

これを県連合会の立場で見れば、県連合会は、町から委託された範囲内で、個人情報を保有し、町が法令に基づく事業を実施するために提供していることになるから（個人情報保護法第23条第1項第4号）、本人の同意を必要としない。

なお、統計情報が個人情報に当たらないことは明らかであり、町が、こうした統計情報を利用することや、県連合会が統計情報を町に提供することに、被保険者の同意は必要ない。

### 三 結論

以上のことから、県連合会は、本人の同意を得ることなく、国保中央会に対し、国保レセプト、介護レセプト、特定健診情報を提供することができる。KDBシステムを通して復号された個人情報が町に提供されることを加味しても、結論は変わらない。